

1. 貨物自動車運送事業における自家用車の活用

①【BtoC】個人住宅への配送に係る自家用車の活用

- 繁忙期通達の改正については、平成30年のパブリックコメント案を踏まえた通達の改正を行うことで**運送事業者等との調整が調ったため、事業者の希望を踏まえ9月1日の施行に向けて通達の改正を実施**する予定。
- 一方、自家用車は事業用トラックと比較して**1千万km走行当たりの事故発生件数が約2倍**など**輸送の安全性確保・ドライバーの労務管理等に懸念**がある（参考1-①）ことから、繁忙期通達の改正後に、**安全性や法令遵守の観点からモニタリング・検証を行っていく**予定。

②【BtoB】企業間物流に係る自家用トラックの活用

- 前回会議以降、企業間物流に係る自家用トラックの活用についてトラック事業者へニーズの確認を行ったが、事業者から**具体的なニーズは確認できなかった**。
- また、自家用トラックは事業用トラックと比較して**1千万km走行当たりの事故発生件数が約1.7倍**など**輸送の安全性確保・ドライバーの労務管理等に懸念**があるところ（参考1-①）。

2. 下請取引改善の取組

背景・概要

- 運送事業者の自主努力のみでは取組が難しい取引環境の改善及び長時間労働の抑制に取り組むため、厚生労働省や荷主所管省庁（経済産業省・農林水産省）、荷主、運送事業者等を巻き込んで平成27年に**中央及び全都道府県に協議会を設置し、課題の共有・対話の促進を図る。**
- 平成30年12月の**貨物自動車運送事業法の改正**により、荷主の理解・協力の下で働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、**悪質荷主の企業名公表を伴う勧告制度等を創設。**

これまでの取組

- 上記協議会の枠組を活用し、荷待ち件数が特に多い品目（①加工食品、②建設資材、③紙・パルプ）についての個別課題と対策のガイドラインをまとめる（3.参照）など、**取引適正化に向けた浸透策を強化。**
- 不当・違法な取引を行う荷主や取引適正化に向けた取組を行わない荷主に対しては、**企業名の公表を伴う勧告も念頭に、荷主所管省庁と連携して是正に向けた働きかけを実施。**

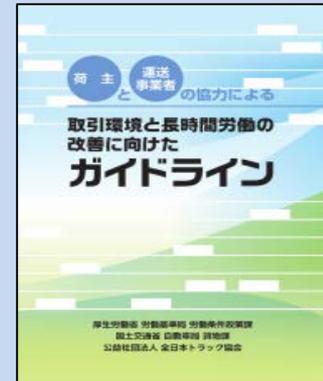
今後の取組

- これまでに取りまとめたガイドラインの効果検証を行うとともに、これまで十分に取組めていない品目（例：日用品）について対策をまとめる。
- 引き続き、特に悪質な荷主に対しては**荷主勧告制度を効果的に運用する。**

3. 取引環境・長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知・浸透

背景・概要

- 荷待ち時間削減や荷役作業の効率化等の長時間労働是正を図るために、全国で実施した実証実験等を通じて得られた知見を平成30年に**ガイドライン**としてとりまとめ（参考3-①）。
- 本ガイドラインでは、長時間労働改善等に向けた**全般的な対応方策**を紹介。



荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン (H30.11)

これまでの取組

- 取組を深度化するため、荷待ち件数が特に多い品目（①加工食品、②建設資材、③紙・パルプ）について、サプライチェーンの関係者等との議論や実証実験を通じて**各品目ごとの特性・課題や解決策を洗い出し**、令和2年5月にその成果を「**輸送品目別ガイドライン**」としてとりまとめ（参考3-②・③）。
- 今年度は、荷待ち件数が多い他の品目（①生鮮食品、②飲料・酒）について、**実証実験を実施し、新たなガイドラインを策定予定**。



加工食品物流の場合(R2.5)

今後の取組

- 上記ガイドラインを活用し、荷主団体等に対する一層の理解醸成・協力要請に取り組む。

4. IT点呼の取組推進

背景・概要

- **輸送の安全を確保する**観点から、営業所ごとに、**車両台数に応じた必要な人数の運行管理者を配置すること**を法令（道路運送法・貨物自動車運送事業法）で義務付け。
- 運行管理者は、運行前に運転者の酒気帯び・疾病・疲労の有無を確認するため、**原則、対面で点呼**を行い、運行の可否等を決定。

これまでの取組

- トラックでは、平成19年から、**Gマーク取得営業所（輸送の安全の確保に関する取組が優良な営業所）**同士では、**他営業所の運転者に対するIT点呼**ができることとした。（省令改正）
- **ICTを活用して運行管理・労務管理等の業務全般の効率化を図る手法をまとめたガイドブック**を策定（令和元年6月）し、運送事業者に対しその活用を呼びかけ。

今後の取組

- 効果的な運行管理や感染防止対策を促進する観点から、**Gマーク取得の有無にかかわらず、他営業所の運転者に対するIT点呼**について、**全ての事業者への拡大**を図る。
- **本年4月から**、有識者が参画した検討会のもとで他営業所の運転者に対するIT点呼の運用を開始し、広く活用してもらうための共通ルールをまとめ横展開。